

医療・介護改定について



6月27日、各保険担当者より、「改定について」をテーマに講演を行いました。

「啓心会病院の診療報酬改定」
「高額療養費・限度額適用認定証」
「介護保険の活用」

医事課 末岡浩一
地域連携室 平田博英
デイサービス 田川ヒデ子

啓心会病院の診療報酬改定

初めに

診療報酬には、医科と歯科があります。1点＝10円で換算され、すべての医療行為について点数が決められています。

例えば、初診料は医科270点患者の窓口負担を3割とすると、医科の初診料は810円となります。

施設基準とは

医療法で定める医療機関及び医師等の基準の他に、健康保険法等の規定に基づき厚生労働大臣が定めた、保険診療の一部について、医療機関の機能や設備、診療体制等の基準を定めることにより、安全面やサービス面等を評価したもので、保険診療における”診療の質”を確保するために設けられています。

当院では、ロビーに一覧を掲示しています。

リハビリテーション

算定日数上限

脳血管疾患等（180日） 運動器（150日）

要介護被保険者等であって標準的算定日数を超えており、状態の改善が期待できると医学的に判断されない場合、平成26年3月末までしか医療でリハビリを受けることが出来なくなります。（介護へ移行）



病院からお願いとお知らせ

（保険証の提示）

毎月提示して頂くことが義務付けられていますので、提示が無いと保険適応されず、10割負担になる場合があります。

今後、リハビリテーションの関係で、介護保険証の確認もさせていただきますので、ご協力の程お願い致します。

（保険証が変更になった場合）

旧保険証を返還せず、医療機関に見せていた場合、旧保険者側よりご本人へ保険診療分の実費請求があります。

この場合、医療費全額支払いをした後、新保険者に対し申請し返金を求めることとなりますのでご注意ください。

高額療養費・限度額適用認定証

限度額適用認定証とは

高額療養費制度では、医療機関より請求された医療費の全額を支払ったうえで申請することにより、自己負担限度額を超えた金額が払い戻しされます。しかし、一時的にせよ多額の費用を立て替えることになるため、経済的に大きな負担となります。

あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示することで、医療機関ごとに1カ月の支払額が自己負担限度額までとなります。

※食事代や保険適用とならない費用（差額ベッド代など）は別途お支払いが必要です。

※外来療養については、平成24年4月1日から適用となります。



介護保険の活用～これからの生活について一緒に考えよう～

超高齢化社会の到来

2013年 4人に1人が65歳以上平均寿命（男性・79.64歳）（女性・86.39歳）イキイキ生活を送って介護いらす

健康な生活を送ろう

- ・好きな事、興味のあることをやる。
- ・生への意欲が人間の健康や疾病に及ぼす影響は大きい。
- ・笑いは免疫力を高める。

日常生活に運動を取り入れよう

- ・ストレッチ体操 「通りゃんせ、通りゃんせ」
- 頭の体操
- ・記憶力ゲーム ・リズムゲーム



次回予告

平成24年9月20日は、基里公民館で、その後12月に当院で行います。

詳細は、玄関・外来ロビーなどのポスター、配布案内資料をご覧ください。

皆様のご参加をお待ちしています。

参加された皆様のお言葉です

- ・もっと時間をかけてゆっくり説明を聞きたい。
 - ・十分理解が出来なかった。その時がきたらお尋ねいたします。
- 他にもたくさんのお言葉を頂きましたが、割愛させていただきます。

